

第四十二号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

令和二年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

左記のとおり債権を放棄する。

記

一 債権の概要

(一) 債務者 元江戸川区民

(二) 債権の名称 生活保護費返還金

(三) 債権の総額 十九万五千四百八十三円

二 債権の内訳

(一) 債権ア 債権の額 四万千三百八十円

債権発生日 平成二十一年十一月十七日

債権発生理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十

六号）第百五十九条

(二) 債権イ 債権の額 四万四千五百五十円

債権発生日 平成二十一年十一月十七日

債権発生理由 地方自治法施行令第百五十九条

(三) 債権ウ 債権の額 四万八千三百八十円

債権発生日 平成二十四年十月十二日

債権発生理由 地方自治法施行令第百五十九条

(四) 債権エ 債権の額 六万千七百七十三円

債権発生日 平成三十年五月十八日

債権発生理由 地方自治法施行令第一百五十九条

三 放棄する理由

債権者が平成三十年五月七日に死亡し、当該債務者の法定相続人が存在しないことから、債権を回収する見込みがないため。

(説明)

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。